



Forest Stewardship Council®



FSC日本国内森林管理規格 第1草案パブリックコンサルテーション

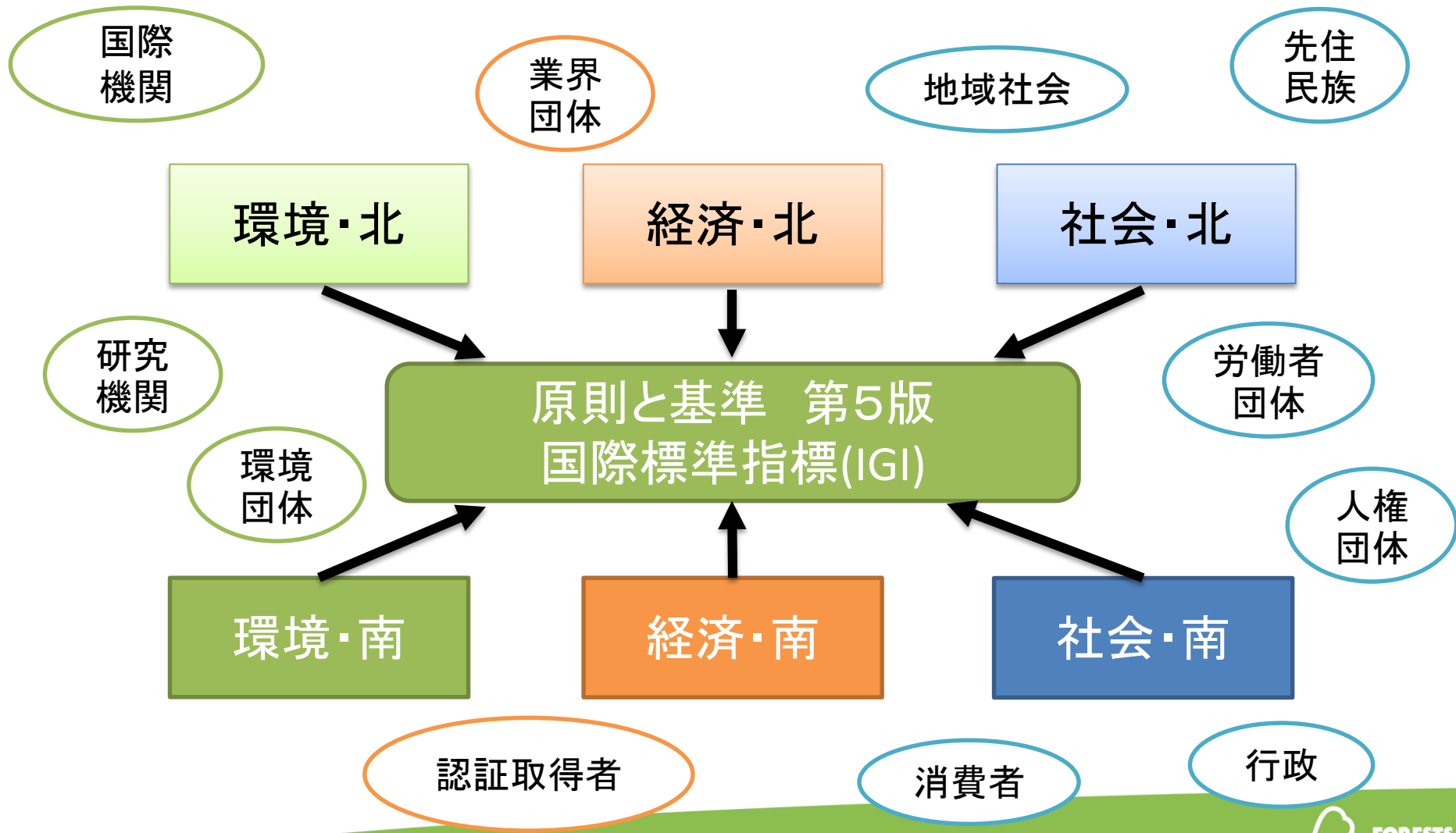
FSCジャパン
2016.06.21



概要

- 背景：FSC原則と基準及びIGI（国際標準指標）の説明
- 日本国内森林管理規格策定プロセス
- 本規格のポイント
 - 従来の規格からの大きな変更点
 - 焦点となる問題

原則と基準の改定 (2012)、IGI策定



FSCの森林管理規格の構成

レベル	数	規格内番号	変更可否
原則 (Principle)	10	1, 2, 3…	世界共通、不可変
基準 (Criterion)	70	1.1, 1.2, 1.3…	世界共通、不可変
指標 (Indicator)	198 (IGI)	1.1.1, 1.1.2, 1.1.3…	国内規格策定過程で採用、棄却、適応、追加を決定
検証項目(verifier)	-	なし	各国で独自に策定可能

国際標準指標：各国における森林管理規格の土台

関連文書：

- FSC-GUI-60-002 V1-0 SDG向け規模、強度、リスクガイドライン（草案）
- FSC-STD-60-002 国内森林管理規格の構造と内容
- FSC-STD-60-004 V1-0 国際標準指標

国内森林管理規格策定の目的

- 原則 & 基準の第5版を適用
- 国際認証であるFSCの各国の規格の整合性を保証
- これまでFSC承認規格がないことによって存在していた複数のCBによる暫定規格の間の齟齬を解消
- 多くの利害関係者の意見を聴取することにより実情に合った規格を策定

- FSC-PRO-60-006 V2-0 (国内森林管理規格策定またはFSC原則と基準第5版への移行の手順)
- FSC-STD-60-006 V1-2 (国内森林管理規格策定及び維持のためのプロセスの必要事項)



国際標準指標 (IGI)

2015年6月公開



国内規格策定に向けた討論会

2015年9～12月



パブリックコンサルテーション

2016年6～8月



フィールドテスト

2016年8～11月



パブリックコンサルテーション

2017年1～3月



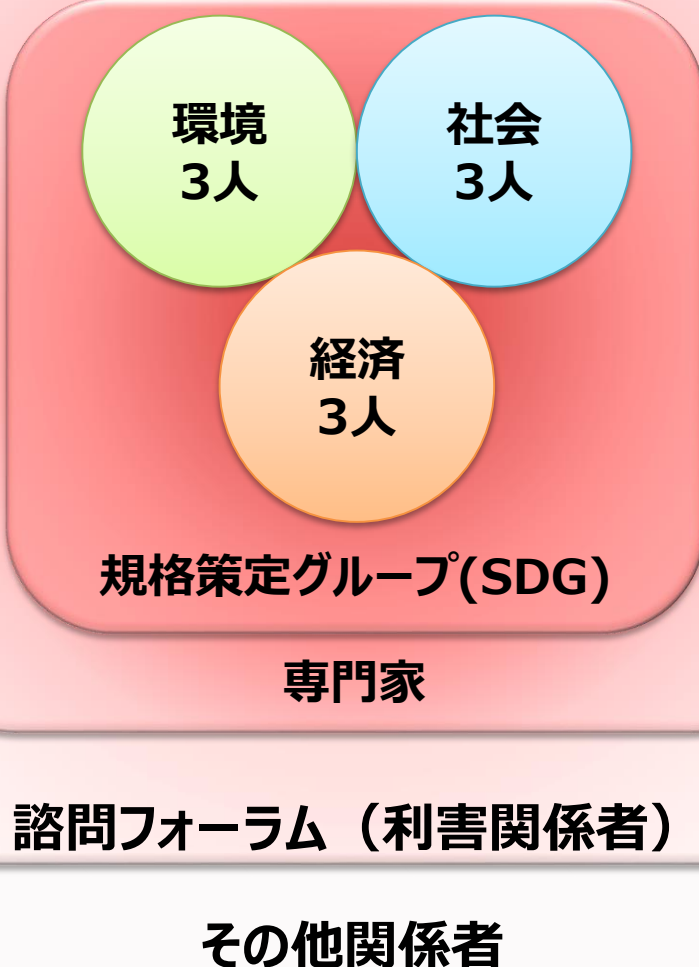
最終版作成

2017年5～7月



本部からの承認

2017年末

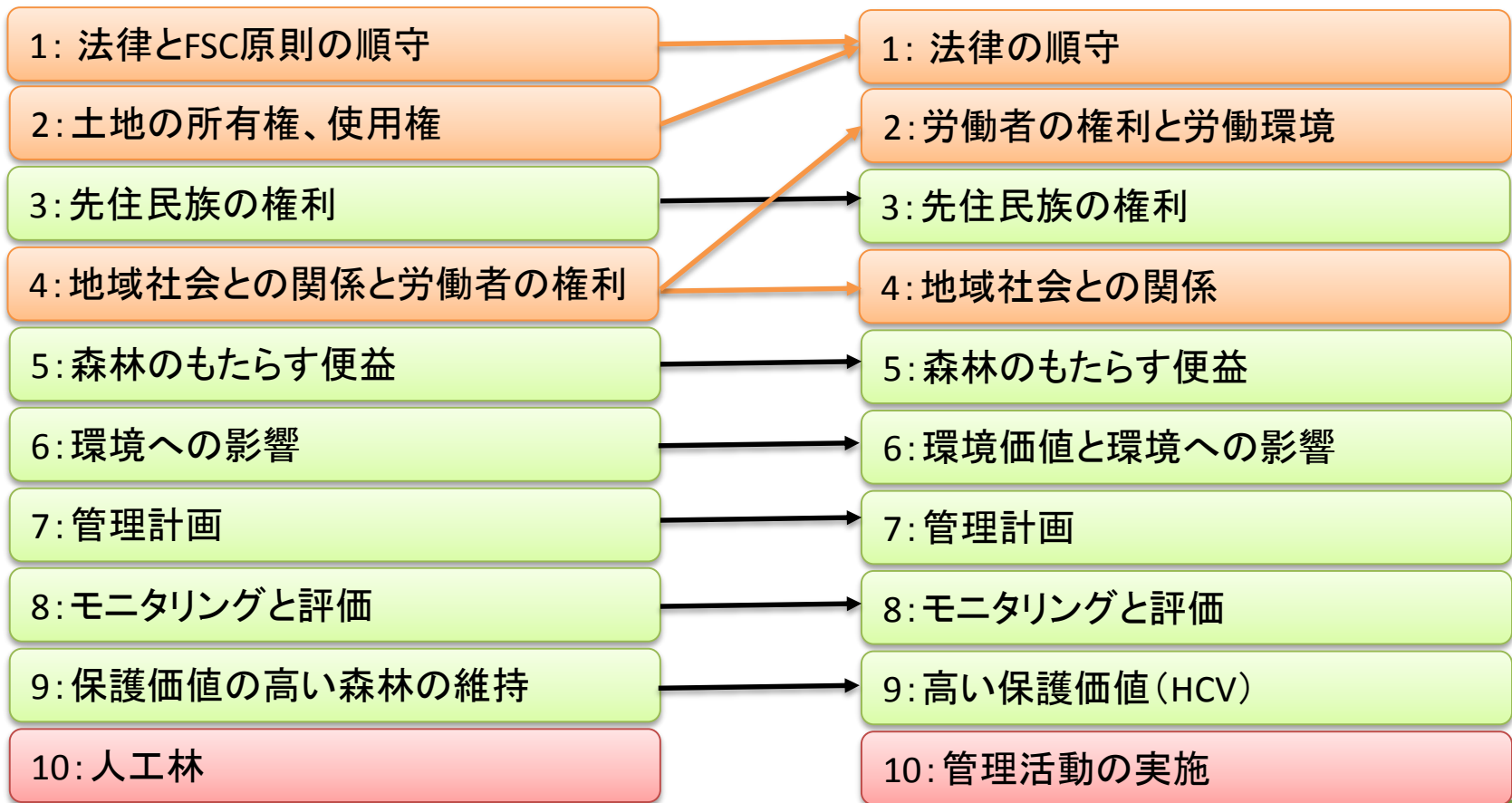


- 規格策定グループが決定権をもつ
- 議決には規格策定グループ内の3分会全ての支持が必要
- 最終承認はFSC本部 指針・規格課
- 議長：富村周平（議決権なし）
- コーディネーター：三柴ちさと

原則レベルでの変更 (FSC-STD-01-001 第4版と第5版の比較)

第4版

第5版



基準レベルでの変更：追加基準

- 1.1 法的登記
- 1.7 汚職関与の防止
- 2.2 労働における男女平等
- 2.4 最低賃金
- 2.6 労働者への補償
- 3.1 先住民族とその権利の特定
- 3.3 先住民族からの管理委託
- 4.1 地域社会とその権利の特定
- 4.7 地域社会にとって特別な場所の特定
- 4.8 地域社会の知的財産の保護
- 6.1 多面的機能(環境価値)の評価
- 7.3 検証可能な目標の設定
- 10.1 更新
- 10.9 自然災害への対策

※ ただし、認証機関によっては暫定規格の中で独自に指標を作り、カバーしていたものもあります。

日本国内森林管理規格

- IGI (国際標準指標) への対応を指標レベルで決定。
- 採用、適応、棄却、追加の4つの選択肢

日本国内指標作成の方針(アプローチ)

- より具体的(注で例示)
 - 環境価値の特定 (6.1) → 多面的機能の例示
 - 地域社会の特定 (4.1) → 特定すべき利害関係者の種類を例示
 - 「利用可能な最も有効な情報源」の特定、例示
- 規模、強度、リスクを考慮
- 日本特有の状況の反映
 - 森林ボランティア
 - 放射能汚染

附則の説明

- 附則A: 適用可能な法令、条約リスト
- 附則B: 労働者への教育訓練要件(2.5.1)
- 附則C: 生態系サービスについての追加的要求事項(5.1.3)
- 附則E: 管理計画の要素(7.2.2)
- 附則F: 計画/モニタリングの枠組みの概念(7.4.1 附則Gに統合)
- 附則G: モニタリング要求事項(8.2)
- 附則H: 高い保護価値(HCV)維持の戦略

第1草案の見方

基準日本語訳

基準原文

1.1 組織は、特定された活動について法的権限のある*当局により文書による許可を受け、明確で文書化された、疑義のない法的登記(登録)*がされている法的組織でなければならない。(新規)		1.1 The Organization* shall* be a legally defined entity with clear, documented and unchallenged legal registration*, with written authorization from the legally competent* authority for specific activities. (new)	
国際標準指標(IGI)日本語訳	IGI への対応	日本国内指標	日本国内指標英語訳
1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は法律に基づき文書にて登記*されており、紛争の対象になっていない。	適応	1.1.1 認証範囲に係る全ての活動は法律に基づき文書にて登記*されており、紛争の対象になっていない。 注：認証対象となる「組織」には、個人も含まれる。用語集参照。	1.1.1 Legal registration* to carry out all activities within the scope of the certificate is documented and unchallenged. Note: As defined in the terminology, "The Organization*" eligible for certification includes individuals.
1.1.2 登記*は法的に定められた手続きに従って法的権限のある*当局の下で行われている。	棄却	<棄却理由> 日本の場合登記は一貫して行われており、法務局が全て管理している。また、手続き等で不正が起こるリスクが低く、簡素化するために棄却した。	

用語集で定義されている単語

国際標準指標(IGI)
日本語訳

IGIへの対応
(採用、適応、棄却、追加)

日本国内指標案 または
棄却理由

日本国内指標案の英訳
(完成後は日本語に優先)

第1草案の見方：用語と定義

- 基本的に国際定義に基づくが、日本での適応も可能。

外来種(Alien species)：過去あるいは現在の自然分布域外に導入された種、亜種、それ以下の分類群であり、生存し、繁殖することができるあらゆる器官、配偶子、種子、卵、無性的繁殖子を含む。(出典：生物多様性条約(CBD) 侵略的な外来種プログラム。CBD のウェブサイトに記載されている用語集)

日本では、明治元年(1868年)より前に持ち込まれた生物は、人為的に導入されたという記録がはっきりしないことが多いため、「外来生物」には含まない。よって、外来生物とは明治以降にそれ以前の分布域外に導入された、あるいは移入し定着した種、亜種を指すものとする。

Alien species: A species, subspecies or lower taxon, introduced outside its natural past or present distribution; includes any part, gametes, seeds, eggs, or propagules of such species that might survive and subsequently reproduce (Source: Convention on Biological Diversity (CBD), Invasive Alien Species Programme. Glossary of Terms as provided on CBD website).

In Japan, species introduced before 1868 are not included as they commonly lack clear records of introduction by humans. Thus alien species refers to species and subspecies or lower taxon that have been introduced since 1868 outside its original distribution therebefore and established population.

国際的定義

日本独自の定義

規模、強度、リスク

組織規模:

- **小規模組織 (Small scale organization):** 日本では、100ヘクタール未満の森林面積を管理する森林管理組織。
- **中規模組織 (Medium scale organization):** 小規模でも大規模でもない組織。
- **大規模組織 (Large scale organization):** 10,000ヘクタールを超える面積を管理する森林管理組織。**ただし、小規模、中規模管理区画*から成るグループ認証は含まれない。**

管理区画規模:

- **小規模森林管理区画:** 100ヘクタール未満の森林管理区画。
- **中規模森林管理区画:** 100ヘクタールより広く、10,000ヘクタール以下の面積をもつ森林管理区画。
- **大規模森林管理区画:** 日本においては10,000ヘクタールを超える面積をもつ森林管理区画。**ただし、これには一続きの土地だけではなく、点在する土地をまとめたものも含む。**

規模、強度、リスク

- **SLIMF:小規模及び低強度管理森林**
- **低強度森林管理:**以下のa)及びb)またはc)の条件を満たす場合、低強度管理区画と分類される。
 - a) 収穫量が当該管理区画*の中の生産林区域における年平均成長量の20%未満である。
 - b) すべての生産林からの年間収穫量の総計が5000立米未満である。
 - c) 伐採記録や年次監査から確認される、認証の有効期間中のすべての生産林からの年平均収穫実績が5000立米未満である。(出典:FSC-STD-01-003 第1-0版SLIMF資格条件)

本規格案のポイント

原則1：法律の順守

- 法的登記 (1.1)
- 汚職の防止(1.7)
 - 贈収賄に関わらないことを謳った方針の公開
 - 上記方針の実施
 - 贈収賄、強制的行為やその他の汚職行為が発見された場合は基準1.7に対する**重大な不適合**となる。(1.7.4)

本規格案のポイント

原則2: 労働者の権利

- 2.2: 男女平等の推進
 - 雇用や昇進の機会均等
 - 女性への安全教育訓練
 - 同一賃金
 - 産休、育休
 - 父親の育休
 - 意思決定の場への女性の参画
 - セクハラ等の苦情処理手順

本規格案のポイント

原則2:労働者の権利

- 2.3.11: ボランティア*や研修生にも労働者*同様の安全衛生環境を整え、安全衛生面での徹底した監督を行っている。
- 2.3.12: 放射能汚染に関連する労働安全衛生の保障
 - A案: 森林の放射能汚染に関連する労働者の安全衛生については、国際放射線防護委員会(ICRP)による1990年勧告に従い、労働者の被ばくが公衆の被ばくにおける線量限度、実効線量で年間1ミリシーベルトを超えないよう保証されている。
 - B案: 労働者は、平均空間線量率が $0.11\mu\text{Sv/h}$ を超えない地域で作業している。
 - C案: 労働者は、土壌や樹木表面の放射性セシウム汚染密度が 0.4 Bq/cm^2 を超えないところで作業されている。

本規格案のポイント

原則3：先住民族の権利

- 有識者や北海道アイヌ協会を含むワーキンググループで討論。
- 基本的にはIGIを採用しているが、北海道のアイヌ民族に関しての注が多く追加されている。
- コンサルテーションの重要性：もし組織自身で先住民族が特定できない場合は、アイヌ民族の戸籍を管理している北海道アイヌ協会に意見を聞く。
- 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)
- 特別な場所の特定に使用できる資料の例示(3.5.1)

本規格案のポイント

原則4：地域社会との関係

- － 影響の受ける地域社会の特定(4.1)
- － 自由意思による、事前の、十分な情報に基づく同意(FPIC)の実施
- － 特別な場所の特定・保護 (4.7)
- － 知的財産の保護(4.8)

本規格案のポイント

原則5: 森林からの便益

- 資源と生態系サービスの特定 (5.1)
- 生態系サービスについての広告宣伝を行う場合は追加要求事項(附則C)
- 成長量 > 伐採量 (長期的)(5.2)
- 社会、環境的悪影響を防止、回避、補償するための費用の定量化(5.3)
- 規模等に応じた地元サービスの利用 (5.4)
- 林齢構成の平準化 (5.5.4)

本規格案のポイント

原則 6: 環境価値と影響

- 多面的機能(環境価値)の特定、評価 (6.1)
- 管理区画*内の保全地域の合計は管理区画*全体の**10%以上**を占めている。ただし、SLIMF*の場合は対象外。(6.5.5)
- 狩猟の管理 → 害獣の狩猟促進 (6.6.4)
- 景観上の多様性(6.8): 皆伐面積の上限を設けるべきか？
- 自然林の転換の禁止 (6.9) → 自然林、人工林の定義の見直し

- **自然林(Natural forest)** 日本においては、特に以下のものを自然林として扱い、人工林*への転換は禁止する。
 - 自然植生のうち多層の構造を有する森林。環境省の自然環境保全基礎調査による植生図においては、**植物自然度9に相当する植生**。
 - 代償植生でも種構成や森林の階層構造が自然植生に近いもの。植生自然度は8に該当し、年月が経ち(通常100年以上の年月を要する)**十分に発達した二次林**とも呼ばれる。
 - **人工林*のうち造林不適地(不成績林)にあり、時間の経過とともにその土地本来の種構成、林分構造を形成しつつある、自然林候補群落**。
 - **自然林の様相を形成しつつある未発達な植物群落**だが、時間の経過とともに自然林となることが確実視される自然林候補群落。特に常緑樹林帯に見られるシイ・カシ萌芽林等の二次林。
 - 洪水や台風、落雷等の自然災害*等で森林が崩壊した後に**自然に更新した植物群落**。低木の群落のようなものも含む。

- **人工林(Plantation):** 日本においては、以下のタイプの植生を人工林とする。
 - スギ、ヒノキ、カラマツ等の針葉樹人工林。人の手により植栽、播種されて成立した植生であり、環境省の自然環境保全基礎調査においては、植物自然度6に当たる。
 - 約20年、またはそれ以上の期間ごとに皆伐され、萌芽や植栽等により更新され人工的に維持されている二次的広葉樹林。
 - 人工林の皆伐を受けて成立する広葉樹の二次林で遷移途上にあり、種組成や群落(林分)構造が未発達なもの。針葉樹人工林の伐採後は実生で育ち、また広葉樹人工林の伐採後は萌芽及び実生で成立する。二次林の人為的更新(皆伐が中心)も含む。植物自然度では7に該当する。

本規格案のポイント

原則7：管理計画

- 管理計画の要素 (7.2, 附則E)
- 検証可能な目標の設定と評価 (7.3)

本規格案のポイント

原則8: モニタリング

- モニタリングの項目、頻度 (附則G)
- CoC (8.5)において、搬出される木材の放射能についての要求事項の追加 (8.5.5)
 - A1. 林産物は、平均空間線量率 $0.11\mu\text{Sv/h}(*1)$ 以下の地域から収穫されている。
 - A2. 林産物の放射能濃度は $100\text{ Bq/kg}(*2)$ 以下である。
 - A3. 林産物は放射性セシウムの濃度限度 $40\text{ Bq/kg}(*3)$ および表面汚染密度 $0.4\text{ Bq/cm}^2(*4)$ を下回っている。
 - A4. 林産物の放射能の測定方法や結果などの情報が一般に開示されている。
 - B1. きのこと、山菜などの食用の非木材林産物*の放射能は $100\text{ Bq/kg}(*5)$ 以下である。
 - B2. きのこと、山菜などの食用の非木材林産物*の放射能は $10\text{ Bq/kg}(*6)$ を下回っている。

本規格案のポイント

原則9: 高い保護価値(HCV)

- これまでの基準から大きな変化なし
- HCVの枠組み文書を作成中
 - HCVと考慮すべき規制区域の特定
 - 「利用可能な最も有効な情報」の整理

本規格案のポイント

- 原則10: 管理活動の実施
 - より自然に近い状態への更新(10.1)
 - 植生、種、場所に生態的に適合するとともに管理目的に合致した育林施業の実施(10.5)
 - 肥料の使用(10.6)
 - 自然災害のリスク評価、リスク低減のための管理活動(10.9)

公聴会開催の予定

東京

日時: 7月8日（金） 14:00-17:00（受付開始：13:30）

場所: 地球環境パートナーシッププラザ(GEOC)

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前5-53-70 国連大学ビル1F

アクセス: 渋谷駅から徒歩10分

北海道

日時: 7月22日（金） 14:00-17:00（受付開始：13:30）

場所: 札幌市産業振興センター セミナールーム3

札幌市白石区東札幌5条1丁目1-1

アクセス: 地下鉄東西線 東札幌駅から徒歩7分

大阪

日時: 8月2日（火） 14:00-17:00（受付開始：13:30）

場所: 大阪府環境情報プラザ 研修室

〒537-0025 大阪市東成区中道1丁目3-62

アクセス: 森ノ宮駅から徒歩5分

フィールドテスト協力団体の募集

- 規格草案のフィールドテストの場の提供
 - 認証取得の是非は不問
 - 2016年8月～10月予定
 - 諸費用はFSCジャパンが負担

お問合せは、FSCジャパン指針・規格コーディネーター 三柴(冨村)ちさと
(ctomimura@forsta.or.jp)まで



Forest Stewardship Council®



ご清聴どうもありがとうございました

Forest Stewardship Council®

FSCジャパン

〒160-0023

東京都新宿区西新宿7-4-4武蔵ビル5F

FSC® F000218 - FSC® A.C. All rights reserved

<https://jp.fsc.org/jp-jp>

